

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長職務代理者千葉市副市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年6月3日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	三須和夫
同	西巻義通

21千総第1240号

平成21年5月26日

千葉市監査委員 様

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 藤 代 謙 二

平成11年度及び平成19年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について
(通知)

標記の件について、別紙のとおり通知します。

平成11年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 財産管理

1 土地の管理について

(2) 有効利用を図るべき土地について

ウ 隣接者等に処分または他に転用すべき土地

(ア) 事業残地

事業残地については、全庁的かつ継続的に隣接者と交渉する手続きや例外的処分手続き等の隣接者処分推進の諸方策、または緑地帯（ポケットパーク）のような有効利用の諸方策を研究し、長期にわたり放置せず処分または有効利用を検討されたい。

(措置の内容)

指摘のあった事業残地のうち、新宿公園プロムナード残地ほか1筆（83㎡）については、平成20年度中に隣接者処分を実施した。また、要町寒川町線残地ほか4筆（175㎡）については、花壇として地元団体に貸し付ける等の方法により有効利用を図った。

平成19年度包括外部監査措置状況報告書

(監査のテーマ) 市立病院(青葉病院・海浜病院)の管理に係る財務事務の執行について

1 青葉病院・海浜病院共通事項

(1) 固定資産について実査を行うべきもの

固定資産が実際に存在するか、実際に除却されているかを確認するため決算時などには定期的な実査が必要である。これにより固定資産現物の確認のみならず、遊休資産や陳腐化資産の把握も可能になる。

そのため、固定資産について定期的に実査を実施するとともに、実査を行った証拠を残すためにも、実査報告書を作成されたい。

(措置の内容)

固定資産については、青葉病院は平成20年4月から、海浜病院は平成20年1月から定期的に実査を実施し、実査報告書を作成することとした。

2 青葉病院

(4) 電子カルテ・診療情報システムの運用について改善すべき事項

今日においては個人情報の保護が強く求められており、セキュリティ管理を徹底する必要がある。内部管理規程の遵守、ひいては情報セキュリティ管理のためにも、定期的なパスワードの変更を医事課(情報管理室)の指導により行うべきである。

(措置の内容)

システムのパスワードについては、平成21年3月13日に、医事課(情報管理室)から医師や看護師を含む全職員に対し、定期的に変更を行うよう周知し、パスワードの変更を行うこととした。

3 海浜病院

(1) 固定資産に備品票を添付すべきもの

備品票は固定資産台帳と現物とを結びつけるものであり、資産管理に必要不可欠なものである。同種の固定資産を購入・除売却した際などは備品票が添付されていなければ、当該資産を特定することが著しく困難となる。

固定資産を適切に把握するために、備品票の添付を徹底されたい。

(措置の内容)

固定資産への備品票の添付については、平成20年1月16日から同年2月29日まで実施した固定資産の実査の際に行った。